

奈良県立医科大学医学部医学科カリキュラム検討委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学医学部医学科に、奈良県立医科大学医学部医学科カリキュラム検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議することを目的とする。

- 一 教育分野の理念及び方針に関すること。
- 二 3つのポリシーに関すること。
- 三 卒業時のアウトカムに関すること。
- 四 カリキュラムの企画・立案に関すること。
- 五 カリキュラムの編成に関すること。
- 六 その他委員会が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 医学部長
 - 二 医学科長
 - 三 教養教育部長
 - 四 基礎教育部長
 - 五 臨床教育部長
 - 六 教育開発センター教育教授
 - 七 委員長が指名した教員
 - 八 委員長が指名した医学科各学年の学生の代表
 - 九 委員長が指名した奈良県職員
 - 十 その他委員長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長を置くものとし、医学部長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（令和4年6月2日）

この規程は、令和4年6月2日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日に施行する。

附 則（令和7年4月3日）

この規程は、令和7年4月3日に施行する。